

周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月9日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年周南市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「当該子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、「当該子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第8条の3第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「あるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）」に改め、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内」を「指定期間内」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤

務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

3 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、第8条の2第1項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

(参 考)

周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する<u>日常生活を営むのに支障がある者</u>(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げ	(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、当該子<u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))</u>であって、当該職員が現に監護するもの、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)</u>を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する<u>要介護者</u>を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、当該子<u>(民法</u>

現 行	改 正 案
る職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2・3 (略) 4 <u>第1項及び前項</u>の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当	<u>（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u> 3 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2・3 (略) 4 <u>前3項</u>の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養

現行	改正案
該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「<u>要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」と、「<u>深夜における</u>」とあるのは「<u>深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における</u>」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育</u>」とあるのは「<u>要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」と読み替えるものとする。	育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「<u>3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育</u>」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育</u>」とあるのは「<u>要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」と、第1項中「<u>深夜における</u>」とあるのは「<u>深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における</u>」と、第2項中「<u>当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である</u>」とあるのは「<u>公務の運営に支障がある</u>」と読み替えるものとする。
5 (略)	5 (略)
(休暇の種類)	(休暇の種類)
第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。	第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇、介護時間</u>及び組合休暇とする。
(介護休暇)	(介護休暇)
第15条 介護休暇は、職員が<u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同</u>	第15条 介護休暇は、職員が<u>要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項</u>

現行	改正案
<u>じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> 2 <u>介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内</u>において必要と認められる期間とする。 3 （略）	<u>において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> 2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内</u>において必要と認められる期間とする。 3 （略） <u>（介護時間）</u> <u>第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> <u>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日に</u>

現 行	改 正 案
(病気休暇、特別休暇 <u>及び介護休暇</u>の承認) 第16条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）<u>及</u> <u>び介護休暇</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。	<u>つき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u> <u>3 介護時間については、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u> (病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>の承認) 第16条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）<u>、</u> <u>介護休暇及び介護時間</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。